



2022年度

慶應義塾高等学校 保護者の皆様へ

一貫教育校 生徒補償制度のご案内

(団体総合生活保険)

団体割引 **25%**

Web申込可
(クレジットカード決済可)



タイプにより学費など大学卒業まで補償(慶應義塾独自)

新型コロナウイルス感染症による入院、ホテル療養、自宅療養も補償

熱中症による入院・通院も日額補償

タブレット(※)の破損や盗難も補償

(※)3G/4G/5G/LTEモデルやSIMフリーモデルといった通信可能なノートパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話は対象外です。主に受信タイプのWifiモデルが補償対象です。

◆お申込締切日◆ **2022年3月31日(木)**

〈お問い合わせ窓口〉

加入内容や補償内容等のお問い合わせは下記までお気軽にご連絡を。

取扱代理店

株式会社慶應学術事業会

〒108-8345

東京都港区三田2-15-45 慶應義塾大学気付

TEL 03-3453-3846 一貫教育校 生徒補償制度担当

Email:hoken@keioae.com

このたびはご子息様のご入学 まことにおめでとうございます

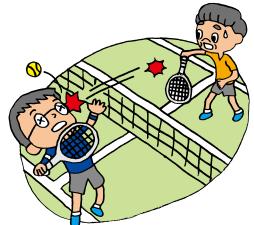
一貫教育校生徒補償制度とは？



スクールライフを24時間補償

「地震・噴火・津波によるケガ」、「食中毒」、「熱中症」での入院・通院も補償!!

- 生徒本人の通学途中、クラブ活動中はもちろん国内・国外を問わずスポーツ、レジャー中のケガなど24時間補償。ケガによる入院・通院は1日目から補償。
- 第三者に損害を与えた時に限らず、国内無制限(国外1億円)で補償。
- 生徒本人が航空機・船舶で遭難した場合等の捜索費用として最高100万円まで補償。
- 生徒本人の疾病による入院もカバーできます。



扶養者が万一の場合の学費なども補償

- 扶養者が不慮の事故により死亡または重度後遺障害を被った場合、またはご病気により死亡された場合、お支払い対象期間中に負担した学費等の実費(授業料等の学校納付金)について毎年95万円を限度に補償します。
- 地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償されます。

さらに・・・

補償期間を「**3年間**」または「**7年間**」からご選択できます。

大学卒業まで万一の際の手厚い補償を付けて頂くことが可能です。



扶養者が不慮の事故により死亡または重度後遺障害を被った場合のみに補償を限定するタイプ
「Eタイプ」「Oタイプ」もお選び頂けます。

保険料が割安

- この制度は、団体加入方式となっていますので、割安な保険料となっています。

団体割引
25%適用!!



24時間事故受付サービス

- 事故はいつどこで起こるか分かりません。24時間体制で事故の受付をしておりますので、ご安心ください。
※事故にあわれたときはすみやかに事故の日時・場所・受傷者名・状況・傷害の程度等をご連絡ください。



万一の事故のとき!

(365日・24時間)

0120-720-110

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

学校法人慶應義塾の

団体割引 **25% 適用**

により**保険料が割安**

I タイプ

の場合

団体割引 0%

比較

114,760円

28,680円 割引

本制度で加入

86,080円

◆お申込締切日◆

2022年3月31日(木)

■5月中旬頃、加入者(保護者)様宛に「加入者票」を郵送いたします。加入者票は保険証券の代わりとなるものですので、ご卒業まで大切に保管してください。

また、お振り込みが遅れますと加入者票の発送も遅れる場合がございますのでご了承ください。

※旧字体についてはカタカナ表記となりますので契約や保険金のお支払等に影響はございません。

締切日以降のお申込みも可能です。

ご希望の方は2022年4月1日以降にお手続き頂く場合のQRコードよりお申し込みください。

お申込方法②(払込取扱票)をご希望の方は保険料が変わりますので以下メールアドレス宛にメールにてお問合せください。(株)慶應学術事業会 hoken@keioae.com

保険期間

2022年4月1日午前0時から2025年4月1日午後4時まで3年間

保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、入院医療保険金支払特約(病気による入院)に係る保険料が生命保険料控除※(介護医療保険料控除)の対象となります。控除証明書が必要となる場合はお手数ですが加入者票記載の営業店までご連絡ください。(10月頃より受付開始)

※生命保険料控除制度の詳しい内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。

こんな時に、お役に立つ制度です。

国内・国外補償

●ご注意 保険金をお支払いする主な場合・保険金をお支払いしない主な場合についてはP5~6一貫教育校 生徒補償制度の概要をご確認ください。以下の「その」はP3記載の「その」の補償を示しております。

その
1

生徒本人のケガの補償 生徒自身が急激かつ偶然な外来の事故によるケガで



- ①通院されたとき ②入院されたとき ③手術されたとき
④亡くなられたとき ⑤後遺障害が生じたときに所定の保険金をお支払いします。
また熱中症(日射または熱射による身体の障害)が生じた場合も補償の対象となります。

※地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償されます。

※特定感染症(O-157、SARS、結核等または、新型コロナウイルス感染症(2021年11月現在))による通院、入院、後遺障害を補償。

2021年11月現在、新型コロナウイルス感染症(*1)は感染症法(*2)第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。

(*1)病原体がペータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。

(*2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律をいいます。

その
2

生徒が病気で入院された時 入院保険金1日あたり:3,000円



生徒がご病気で1泊2日以上の入院をしたとき、同一の病気に対して60日を限度に補償されます。

その
3

生徒の扶養者が万一亡くなった際の補償

充実補償 安心補償

扶養者が不慮の事故で死亡、または重度後遺障害を被った場合、またはご病気で死亡した場合に以下の保険金をお支払いします。

●学費等: 年間95万円まで

扶養者が不慮の事故で死亡、または重度後遺障害を被った場合に以下の保険金をお支払いします。

●学費等: 年間95万円まで

+ 共通の補償 +

生徒の扶養者が不慮の事故で死亡、または重度後遺障害を被った場合、育英費用として一時金100万円をお支払いします。



その
4

個人賠償責任

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品※)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
※携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。



★同居の家族の方も
補償対象!!

★自転車事故も
補償!!

★自己負担額
無し!!

★示談代行サービス付き
(国内のみ)

その
5

救援者費用等

生徒が旅行中等で遭難した際の捜索・救援者費用をお支払いします。
また、生徒が外出先でケガにより3日以上の入院をされた場合、保護者の方が現地に駆けつける費用もお支払いします。



その
6

外出時に持ち物をうっかり壊してしまった時など

生徒が自宅外で携行している持ち物が偶然な事故により破損したり、盗難にあった場合に自己負担額5千円を差し引いて保険金額を限度に保険金をお支払いします。

歩行中にころんでお気に入りの洋服が破れてしまった…

→ 補償対象です!!

タブレット(※)の破損や盗難も補償

→ 補償対象です!!

(※)3G/4G/5G/LTEモデルやSIMフリーモデルといった通信可能なノートパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話は対象外です。
主に受信タイプのWiFiモデルが補償対象です。



◆事 故 例 ◆

下記は、慶應義塾以外や過去に本制度で実際にあった事故を一部修正しています。

賠償責任

生徒が自転車に乗っていて歩行者にぶつかり転倒させ、頭の骨を折るなどの重傷を負わせた。裁判所より生徒の保護者に対して約9,520万円の支払いを命じた。



保険金支払額: 約9,520万円 (神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)

携 行 品

ノート型パソコン(※)を持ち、外出したところ誤って落としてしまい破損した。

修理費用: 12.5万円(実額※) - 自己負担額: 5千円 = 保険金支払額: 12万円

※時価額を限度とします



(※)3G/4G/5G/LTEモデルやSIMフリーモデルといった通信可能なノートパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話は対象外です。

主に受信タイプのWiFiモデルが補償対象です。

学資費用

生徒が1年生の時、扶養者が「がん」によりお亡くなりになった。【Kタイプの場合】

学資費用: 95万円(実額) × 2年間 = 保険金支払額: 190万円



傷 害

生徒が体育の授業中に走り幅跳びをしていて、砂の上に着地した際に右足を剥離骨折し入院した。

傷害入院: 3,000円 × 5日間 = 1.5万円 手術保険金: 3万円(入院日額×10倍)

傷害通院: 2,000円 × 22日間 = 4.4万円

保険金支払額: 1.5万円+3万円+4.4万円=8.9万円



お申込方法① Web申込・クレジットカード決済 おすすめ

インターネット(パソコン・スマートフォン)でご加入手続きが出来ます。お手続き方法は下記の通りです。

本パンフレットのURLまたはQRコードからお手続きサイトへアクセス

～2022年3月31日手続用



<http://ezoo.jp/ds2/>
AO10665000012204

2022年4月1日～手続用



<http://ezoo.jp/ds5/>
AO106650000122042109

「お手続きはこちらから」をクリックします。

必要事項を
ご入力ください。

※登録いただくメールアドレスは、キャリアメール(docomo, au, softbank等)以外のフリーメールアドレスをお勧めします。

または「tmnf.jp」の受信許可設定をお願いします。

※保険料は、6月(保険開始4月1日)に請求されます。クレジットカードの有効期限にご注意ください。なお、引き落とし日は各カード会社によって異なります。

※中途加入の場合、保険始期は翌月以降の1日付となります。

※加入者票は5月中旬頃に順次発送となります。

お申込方法② 払取扱票

① ご加入タイプを
お選びください。



② 記入例をご参考の上、払取扱
票に必要事項をご記入ください。



③ ゆうちょ銀行または郵便局に
て保険料をお支払いください。

※保険料が10万円を超える場合、郵便局の窓口でお手続きいただく方を加入者としてください。また、扶養者が加入者と異なる場合には、加入依頼書に実際の扶養者をご記入ください。

補償の内容と保険料 (慶應義塾高等学校卒業まで)

補償内容についてはP2の記載をご覧ください。

団体
割引 25% 適用

一括払

以下の「」はP2記載の「」の補償を示しております。

[職種級別:A]

補 償 内 容	ご加入タイプ	学資費用 ケガ・疾病とも補償	学資費用 ケガのみ補償
一括払保険料 (3年間分)		充実補償 Kタイプ 54,470円	安心補償 Eタイプ 43,560円
 の際の 扶養者に万	育 英 費 用	一時金として 100万円	
	学資費用(傷害事故) ^{*1}	毎年 95万円限度	
	学資費用(疾病死亡) ^{*1}	毎年 95万円限度	補償対象外
 保 險 金 額	死 亡・後 遺 障 害 保 険 金 ^{*2}	200万円	
	入 院 保 険 金 日 額	1日につき 3,000円	
	手 術 保 険 金 ^{*3}	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)／5倍(入院中以外の手術)	
	通 院 保 険 金 日 額	1日につき 2,000円	
	天 災 危 険 補 償 特 約 (傷害、育英費用および学業費用用) 熱 中 症 補 儲 細 菌 性 食 中 毒 補 儲 特 定 感 染 症 危 険 補 儲 特 約		補償対象
	生徒本人の病気入院日額	1日につき 3,000円	
	個 人 賠 償 責 任	国内: 無制限 · 国外: 1億円限度 (記録情報限度額500万円)	
	救 援 者 費 用 等	100万円限度	
	携 行 品 損 害 (免責金額(自己負担額): 5,000円)	20万円限度	

学資費用の保険金額は、在学中における納付金の変動に対応できるよう少々多めに設定されております。

学資費用の補償はパンフレット記載の金額を限度に、実際の納付金の金額をお支払いします。万が一、保険金額を納付金実額が超過する際には、その超過分のお支払いはできません。

*1 学資費用の支払終期は2025年4月1日となります。

*2 生徒本人がケガで後遺障害が生じた場合は、後遺障害の程度に応じて8～200万円をお支払いします。

*3 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※「QRコードは」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

慶應義塾ならでは!!

生徒が慶應義塾高等学校在学中、扶養者様に**万一の事**があった際、大学卒業までの**学資費用**を継続して**補償**する画期的なタイプのご案内です!!

● 補償期間

★ **学資費用**: 慶應義塾高等学校から大学(4年制)のご卒業までの7年(2029年4月1日)まで

7年とは…【ご進学例】慶應義塾高等学校3年+慶應義塾大学4年

★ **上記以外補償**: 慶應義塾高等学校のご卒業までの3年(2025年4月1日まで)

保険金お支払いシミュレーション

生徒が1年の時に扶養者が突然の病気や事故で他界された場合

以下「Iタイプ」にご加入されていた場合 **保険金支払総額:最大で約665万円**

※上記保険金支払額は最も学費の高い進学例(慶應義塾内)を基に算出しております。

ご注意

- 1.休学、留学等により規定の在学期間が延長された場合、その延長された期間は補償対象外となります。
- 2.IタイプOタイプは慶應義塾高等学校在学中に扶養者に万が一の事があった際、大学卒業までの学資費用のお支払いを継続するタイプです。
ただし、**生徒ご本人の保険は2025年4月1日までとなります**。進学時に改めて生徒補償制度へご加入ないと生徒ご本人の補償がなくなりますので特に注意ください。

補償の内容と保険料

● 補償内容 (保険金額)

充実補償+学資補償延長

(P3記載の「Kタイプ」と同じです。)

安心補償+学資補償延長

(P3記載の「Eタイプ」と同じです。)

● 一括払保険料

充実補償+学資補償延長
(Kタイプの一部補償延長)

Iタイプ

86,080円

安心補償+学資補償延長
(Eタイプの一部補償延長)

Oタイプ

50,110円

高校入学

大学入学

大学卒業

Kタイプ Eタイプ

<学資費用補償>
生徒が慶應義塾高等学校在学中、
扶養者様に万一の事があった際
学資費用を慶應義塾高等学校卒業まで補償

大学入学時再度加入が必要です。

生徒補償制度

Iタイプ Oタイプ

<学資費用延長補償>
生徒が慶應義塾高等学校在学中、扶養者様に万一の事があった際、**学資費用のみ**を大学卒業まで補償

[注意!!]
生徒が慶應義塾高等学校在学中、
扶養者様に万一の事がなければ、
本補償は、生徒が慶應義塾高等学校
卒業と同時に終了いたします。

大学入学時再度加入が必要です。

生徒補償制度

保険の対象となる方はそれぞれの基本補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

● こども傷害補償、救援者費用等、携行品は本人型:①ご本人*1

● 個人賠償責任:家族型

①ご本人*1②ご本人*1の配偶者*4③ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者*4の同居のご親族*2④ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者*4の別居の未婚*3のお子様※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものといたします。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります)。

また、ご本人*1以外の上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります)も保険の対象となる方に含みます(責任無能力者に関する事故に限ります)。

*1 慶應義塾高等学校に在籍する生徒で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます(入学手続きを終えた方を含みます)。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

*3 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*4 (1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。婚約とは異なります。

①婚姻意思*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません)かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

一貫教育校 生徒補償制度(団体総合生活保険)の概要

※ご加入いただくタイプによっては保険金をお支払いの対象となる場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。
このパンフレットは団体総合生活保険の概要を紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【傷害補償(こども傷害補償)】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」をセットされているため、保険の対象となる方が熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金をお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償 基本特約	死 亡 保 険 金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ►死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ もちろん症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	後遺障害 保 険 金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ►後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	入 保 院 金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ►入院保険金額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してお支払いできません。</p>	
	手 保 険 術 金	<p>治療を目的として、公的医疗保险制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ►入院保険金額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります*3。 *1 傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医疗保险制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医疗保险制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金額の10倍の額のみお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)
	通 保 院 金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ►通院保険金額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシヤー、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレースおよび三内式シーネをいいます。</p>	
	危 定 感 染 症 特 約	<p>特定感染症の発病によって以下の状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ►傷害補償基本特約のうらの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。) ※特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*1または同条第8項の規定に基づく指定感染症*2をいいます。 *1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。 *2 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)
入院医療保険金支払特約		<p>保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合 ►入院医療保険金額に入院*1した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含みます。)による入院*2について、60日を限度とします。</p> <p>※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してお支払いません。</p> <p>*1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 アルコール依存および薬物依存 先天性疾患 もちろん症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気*2
育英費用補償特約		<p>扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ►育英費用保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(重度後遺障害の例) ■両目が失明したものの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したものの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 もちろん症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
学業費用補償特約	<p>扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなつたことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。</p> <p>(重度後遺障害の例)</p> <p>■両目が失明したもの</p> <p>■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの</p> <p>■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等</p> <p>*他他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいです。</p> <p>*2 扶養者が扶養不能状態となつた日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。</p> <p>*3 以下の費用をいいます。</p> <p>■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する在学期間中に毎年必要となる費用</p> <p>■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5</p> <p>*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所および外国大学日本校をいいます。</p> <p>*5 制服代を含みます。</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等</p>
疾病による学業費用補償特約	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。</p> <p>*他他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいです。</p> <p>*2 扶養者が扶養不能状態となつた日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。</p> <p>*3 以下の費用をいいます。</p> <p>■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する在学期間中に毎年必要となる費用</p> <p>■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5</p> <p>*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所および外国大学日本校をいいます。</p> <p>*5 制服代を含みます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1</p> <p>・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態</p> <p>・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態</p> <p>・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態</p> <p>・「学業費用補償特約」により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態</p> <p>・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病氣による扶養不能状態*2 等</p> <p>*1 该当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと判断した場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることができます。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病氣による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払対象となります。</p>
個人賠償責任補償特約+個人賠償責任	<p>国内外において以下の事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等*1を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内外で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>*国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、下記交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との相談交渉はできませんので注意ください。</p> <p>*他他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>*記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 汽車、電車、自動車、モトцикл等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等</p> <p>*3 受託機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・職務(アルバイトおよびインターナーシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親類に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品がある機能の喪失または低下を伴わないり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理、点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電気的または機械的事故</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失*4</p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導は職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導等に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>
一救援者費用等補償特約の+一部変更に関する特約	<p>国内外において以下の事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合</p> <p>■意激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合</p> <p>■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 等</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>*他他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害</p> <p>・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じた損害</p> <p>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害</p> <p>等</p>
一部変更に関する特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財・住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通して(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は特価額を限度とします。</p> <p>*他他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>*記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによる損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理、点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電気的または機械的事故による損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領</p> <p>・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失の盗難を含みます。</p> <p>等</p>

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

● メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。

また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお答えします。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

● 介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間
●電話介護相談 :9:00~17:00
●各種サービス優待紹介 :9:00~17:00

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www kaigonw ne jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

*3 お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

● デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をお提供します。



受付時間
●法律相談 :10:00~18:00
●税務相談 :14:00~16:00
●社会保険に関する相談 :10:00~18:00
●暮らしの情報提供 :10:00~16:00

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www tokiomarine-nichido co jp contractor service consul input html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

万一の事故のとき！

事故が発生した場合は直ちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

東京海上日動安心110番 (365日・24時間) 0120-720-110

この保険は、慶應義塾を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として慶應義塾が有します。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

補償内容・ご加入お手続きに関するお問い合わせ先

お問い合わせ先・取扱代理店

～慶應義塾の～ 株式会社慶應学術事業会

一貫教育校 生徒補償制度担当

TEL : 03-3453-3846

〒108-8345

東京都港区三田2-15-45 慶應義塾大学三田キャンパス内

受付時間 平日（月～金） 9:00～11:30

12:30～17:00

引受損害保険会社・ご意見・ご相談先

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

（担当課）公務第二部 文教公務室

TEL : 03-3515-4133

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4

受付時間 平日（月～金） 9:00～17:00